

青森県IT・コンタクトセンター関連産業 立地促進費補助金

1 概要

コンタクトセンター関連又はIT(情報システム・クリエイティブ産業)関連の県の誘致企業に対し、補助金を交付します。

2 制度内容

(1)対象企業(①～③の要件を満たす企業)

- ①県の誘致企業であること
- ②コンタクトセンター関連企業又はIT関連企業であること
- ③操業開始時点において、当該事業所の県内から雇用する従業員等がコンタクトセンター関連企業の場合は5人以上、IT関連企業の場合は3人以上であること

(2)補助対象経費及び補助金額

①通信回線に要する経費

○コンタクトセンター関連企業の場合

補助率 1/2(36ヶ月間) 限度額:年額3,000万円

○IT関連企業の場合

補助率 1/2(36ヶ月間) 限度額:年額180万円

②貸しオフィス等賃料に要する経費

○コンタクトセンター関連企業の場合

補助率 1/4(36ヶ月間) 限度額:年額700万円

○IT関連企業の場合

補助率 1/2(36ヶ月間) 限度額:年額480万円

③地元従業員の雇用に要する経費

○コンタクトセンター関連企業の場合

・県内からの新規常用雇用者が20人以上に達し、かつ立地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に限り、市町村が1人につき助成する額と同額を補助

・支給対象範囲は市町村の基準に準ずる

・県の限度額は、県内からの新規常用雇用者1人につき30万円

・限度額:3年間で総額1億円

○IT関連企業の場合

・県内からの新規常用雇用者が3人以上に達した場合に、1人につき30万円を補助

・限度額:3年間で総額270万円

3 問い合わせ先

青森県商工労働部産業立地推進課 TEL 017-734-9381